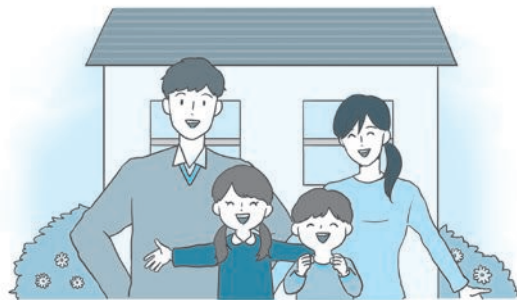


くらしの情報

No. 239

2017年7月号

編集発行：新宿区立新宿消費生活センター TEL：03-5273-3834



子どもを事故から守りましょう ～目が離せない0-6歳児の思いがけない行動に注意を！～

子どもは、周りの大人から見ると思いがけない行動や反応をすることがあります。それによって、さまざまな「不慮の事故」に巻き込まれることが少なくありません。

子どもはまだ何が危ないか十分に分かっていません。

“気がついたら大惨事！”とならないための気くばりがポイントです。その気くばりで周囲のちょっとした事故の大部分を防ぐことができます。

窒息、溺れ

窒息

まだ自分で寝返りの打てない赤ちゃんは、寝具に顔が埋まって窒息することがあります。敷布団は硬めのものを選び、掛布団が顔にかかっていないか、寝ているときも確認しましょう。また、ベビーベッドの柵とマットレスの間に頭が入るようなすき間があると、顔がはさまって動けなくなり、窒息することがあります。タオルをしっかりとさみ込むなどして、すき間をなくして使いましょう。

ビニール袋やラップにも危険が潜んでいます。ラップを飲み込んでのどに詰まらせたり、スーパーのビニール袋をかぶって遊んでいるうちに窒息するケースもあるので、ビニール袋やラップは手の届かないところに置き、おもちゃがわりにしないように気をつけましょう。

溺れ

日本では、外国に比べて子どもの溺水事故が多く発生しています。歩けるようになってから2歳くらいまでは特に注意が必要です。風呂場は戸を閉め、浴槽の水は必ず抜いておきましょう。鍵を付けておくと、さらに安全です。小さな子どもは10センチくらいの水でも溺れることがあるので、バケツや洗面器の水も捨てておきます。夏にビニールプールなどで水遊びをさせるときも、浅いからといって



親と一緒に入浴し、
少し目を
離れた時に…

安心せず、必ず大人が付き添いましょう。

また、一緒に入浴しているときでも目を離さないようにすることが大切です。大人が洗髪しているわずかの時間に、浴槽をよじ登って転落し、溺れたケースもあります。油断せずに気を配りましょう。

＋応急手当

溺れたり窒息したりしたときは、一刻も早い処置が必要なので、心肺蘇生法を知っておくと安心です。救急車が来るまで、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージなどを行い、応急手当をすることが非常に重要です。

異物飲み込み

赤ちゃんはなんでも口に持っていくので、タバコ、ボタン電池、硬貨、ピアス、クリップ、おもちゃの部品など、小さなもの、危険なものは出しっぱなしにしないようにしましょう。

赤ちゃんの口は最大直径 32 ミリなので、それより小さなものは口の中にすっぽり入ってしまったり、のどにつかえたりします。あめ玉や豆類なども要注意。あやまって気管に入ってしまう、気づかずにいると肺の炎症を起こす危険もあります。ピーナッツなどは 3 歳を過ぎ



るまでは与えず、食べ物は適度な大きさに切って、ゆっくり食べさせましょう。

また、洗剤や化粧品、薬などを無造作に置いておくと、誤飲の恐れもあるので、手の届かないところに置きましょう。

応急手当

もし誤飲した場合には、吐かせて良いものと悪いものがあるので、まず何を飲み込んだかを確認します。タバコや薬などは吐かせますが、強い酸やアルカリ性の洗剤などは、牛乳や卵白を飲ませて吐かせないこと。応急処置の後には、病院で手当てを受けましょう。

やけど

赤ちゃんの皮膚は薄くてデリケートなので、ほんの少しの熱でも重症なやけどになりかねません。赤ちゃんを抱いたまま熱い飲み物を飲んだり、料理をするのは危険です。

ハイハイできるようになると、床に置いたポットを倒したり、炊飯器の蒸気でやけどするケースが増えてきます。ポットや炊飯器は手の届かないところに置きましょう。

また、テーブルの端にお茶やみそ汁、カップラーメンなどを置いておくと、テーブルクロスや電気コードを引っ張って、ひっくり返してしまう危険があるので、手の届かないところに置き、テーブル



クロスはかけない、余分なコードは巻き取っておくことも大切です。

アイロンも要注意です。使い終わったばかりのアイロンはまだ高温なので、冷ますときも手の届かないところに置きましょう。また、冬は暖房器具によるやけどが多くなるので、ヒーターやストーブは安全柵で囲います。

応急手当

やけどをしたときは、すぐに流水で直接、または服の上から十分に冷やしましょう。赤くなった程度であれば冷やしてガーゼで覆い、様子を見ますが、500 円玉より大きな水ぶくれができたり、やけどが手のひら以上の範囲のときは、病院で手当てを受けましょう。

転落

赤ちゃんは成長が早く、昨日できなかったことが突然できるようになります。まだ動けないからと思ってベッドの柵を下げたままミルクを作りについたすきに、寝返りを打って転落すること。事故はほんの一瞬で起こるので、ベビーベッドの柵は必ず上げ、ソファなど高いところにいるときは目を離さないようにしましょう。

ハイハイが始まったら、玄関や階段などの段差に柵を設置しましょう。階段には上下に柵を取り付けると安心です。また、子ども用の椅子は安定のよいものを選びましょう。座っているときにテーブルをけて、椅子が倒れたり、突然立ち上がって転落する事故も起きています。

3 歳を過ぎると、跳ねたり走ったりと活発に動き回るので危険が増えます。ベランダから身を乗り出さないよう、踏み台になりそうなビール瓶のケース、古新聞の束など

は置かないこと。窓には安全柵を付け、窓際にソファやベッドなどよじ登れるものは置かないようにしましょう。



応急手当

転倒や転落で頭を打ったときは、元気そうでも安静にして、24 時間は様子を見守ります。こぶができたなら冷たいタオルで冷やします。顔色が悪くいつまでも元気がないときは病院へ。意識がないときは気道確保をして、至急病院へ行きましょう。

新宿消費生活センターからのお知らせ

新宿消費生活センターは、消費生活相談員6名と職員7名の体制で、消費生活に関する相談・情報提供を行っています。また、消費生活センター分館では、消費者団体等の活動を支援しています。

消費生活トラブルに関する相談の対応

1. 消費生活相談（月～金曜日、祝日等を除く）

商品購入やサービス利用時の販売・契約のトラブル等に関する相談を消費生活相談員がお受けします。

このような相談をお受けします。

- ☐ 契約・解約のトラブル
（投資、リフォーム、健康食品、エステ・化粧品、資格・学習教材等）
- ☐ 賃貸アパート・マンションの入退去トラブル
- ☐ 借入金・カードの使用過多などによる債務問題
- ☐ 携帯電話を悪用した架空請求や有料サイトの架空・不当請求

2. 弁護士相談（毎週水曜日、祝日等を除く）

法律上の問題が関わる消費生活相談に、弁護士が助言等を行います。

3. 多重債務相談（毎月第4火曜日、祝日の場合は第5火曜日）

債務整理等の相談を弁護士がお受けします。

※対象は、新宿区にお住まいの方、新宿区に通勤・通学している方で、相談料は無料です。

2、3は来所相談のみ。予約制です。事前にお電話ください。

くらしに役立つ様々な情報の提供

1. 出前講座

町会や高齢者クラブ等地域で活動する団体が、消費生活に関する学習会や講座を開催する際に、消費生活相談員を講師として派遣します。

2. 消費者講座

消費者問題の専門家等を講師として、各種講座を開催しています。

3. 区広報やホームページによる情報提供

消費者講座の開催情報など、消費生活に関する様々な情報をお知らせしていますので、ぜひご覧ください。

<http://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/index06.html>

◆所在地 〒160-0022 新宿区新宿 5-18-21
新宿区役所第二分庁舎 3階

◆電話相談 午前9時～午後5時

◆来所相談 午前9時～午後4時 30分

◆相談日 月～金曜日（祝日等を除く）

◆電話番号 03-5273-3830（相談専用）

消費生活センター分館のご案内 ※消費生活相談はお受けしていません。

消費生活センター分館では、消費者団体や区民の活動拠点として、会議室（定員36名）や調理室兼商品テスト室の貸出を行っています。ご利用にあたっては、利用日前日までに利用申請書を提出することが必要です。

◆所在地 〒169-0075 新宿区高田馬場 1-32-10

◆開館時間 午前8時30分～午後10時

◆休館日 年末年始（12月29日～1月3日）

◆分館のご利用のお問い合わせは

TEL. 03-3205-1008 FAX. 03-3205-1007

講座・イベント情報

新宿区内の消費者団体の講座・イベントです。みなさまのご参加をお待ちしています。

	講座・イベント名	講師	日時	費用	主催	申込み・問合せ
1	消費者市民社会づくり講座 「だまされないぞ！悪質商法」	元消費者庁長官 一般社団法人 消費者市民社会を つくる会代表理事 阿南久氏	7月29日（土） 13:30～15:30	無料	新宿 ユネスコ 協会	往復はがきで7月10日必着まで。 35名。応募者多数の場合は抽選。 （区内小、中学生を対象にESDボラン ティアを募集中）
2	7月学習会 女性の貧困は子どもの貧困 part2 ～ひとり親家庭の現状を考える～	NPO法人 しんぐるまぐあず・ ふぉーらむ理事長 赤石千衣子氏	7月21日（金） 13:30～15:30	500円 （資料代）	暮らしを 考える会	申込み 暮らしを考える会事務局 電話・FAX3203-2951（小林）
3	8月学習会 「居場所」のない男、「時間」のない女 ～男女の時空間分離を考える～	國學院大学 経済学部教授 水無田気流氏	8月18日（金） 13:30～15:30	500円 （資料代）		

※申込み：1のみ往復はがきに「講座名・氏名・住所・電話番号」を記入の上、下記へ。

〒169-0075 新宿区高田馬場 1-32-10 新宿消費生活センター分館内 新宿ユネスコ協会宛て

※会場は、新宿消費生活センター分館（高田馬場 1-32-10）



食品表示のルール



Q 百貨店で購入したお弁当を食べたが、味がしなかったので事業者にお問い合わせようとお弁当に巻かれていた帯に書いてある事業者名と電話番号を見た。事業者名の後ろにアルファベットが書いてある。これは何だろうか。

A 製造所固有記号と思われます。食品表示基準では、製造所の所在地・名称の表示が義務付けられています。同じ製品を2箇所以上で製造する場合は、製造所固有記号の表示が必要になります。消費者から製造所の問い合わせがあった時には、事業者は回答をしなければなりません。

Q 店舗で袋詰めのだんごの燻製を購入した。食べたらずごく甘味を感じたのに、袋には添加物の記載がなかった。店舗を確認したところ、添加物が入っていることを認めた。添加物を使ったのであれば、表示が必要ではないか。

A 食品表示基準では、a 原材料名と添加物をそれぞれ分けて表示をするか、b 原材料名欄に原材料名と添加物をわかりやすく区分して表示することになりました。添加物が入っているのであれば、表示が必要です。ただし、対面販売や店舗と同一敷地内の施設で弁当や惣菜を作って容器包装に入れて販売する等は、表示が必要ない場合もあります。

食品表示は「食品衛生法」「JAS 法」「健康増進法」の3つの法律でそれぞれにルールが決められていましたが、複雑でわかりにくいものでした。そこで平成 27 年 4 月、3つの法律の表示ルールを1つにして「食品表示法」ができ、新しい「食品表示制度」が始まりました。制度の主な変更点は3つあります。(新ルールでの表示移行期間は加工食品で5年)

①アレルギー表示のルールの改善

「特定加工食品」が廃止されます。例えばマヨネーズにおける卵のように、原材料にアレルギーが使用されることが常識とされるものは、表示を省略しても良いというルールが廃止され、全ての加工食品についてアレルギー表示が義務付けられました。

②加工食品の栄養成分表示の義務化

容器包装に入れられた加工食品には、熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・ナトリウム（食塩相当量）の5成分が表示されます。

③新たな機能性表示制度「機能性表示食品」の創設

特定の保健の目的が期待できる（健康の維持及び増進に役に立つ）という食品の機能性を表示することができる「機能性表示食品」の制度ができました。「機能性表示食品」は、消費者庁長官に届け出た安全性や機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、事業者の責任において表示を行うものです。消費者庁で効果や安全性の審査は行なっていません。

食品表示は、食品選択に重要な役割を担っています。ルールを知って活用していきましょう。



相談員コラム

電力小売自由化に続き、都市ガスの小売全面自由化がスタートしました。

平成 28 年 4 月 1 日の電力小売自由化に続き、平成 29 年 4 月 1 日には都市ガスの小売自由化もスタートしました。これまでの都市ガス事業者だけではなく、新しく参入する事業者もガスを供給・販売することができるようになりました。電力を始めいろいろな商品とのセット販売や割引プランも可能となり、選択肢は広がりましたが自己責任も問われます。

ガスを販売する事業者には消費者に対し、勧誘時に書面を渡し

て説明をすることや契約締結時に契約書を交付する義務があります。また消費者は、訪問販売や電話勧誘販売で契約した時には、契約書を受け取った日から 8 日間は、クーリング・オフができます。消費者は、ガス会社を選ぶ自由を得ましたが、同時に、選ばない自由もあります。強引な勧誘は毅然として断りましょう。「安くなる」という言葉に惑わされ、慌てて契約をしてしまい後で失敗したということのないよう、各家庭に合ったガス会社を選びましょう。

商品の購入・契約などの
トラブルでお困りの
区民の皆様のために

消費生活
相談室

電話番号 03-5273-3830

所在地 新宿区新宿 5-18-21 新宿区役所 第二分庁舎 3 階

相談日 月～金曜日（祝日等を除く）

▶電話相談＝午前 9 時～午後 5 時 ▶来所相談＝午前 9 時～午後 4 時 30 分